

協埼玉支部発第 210119-02 号
令和 3 年 1 月 19 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会埼玉支部
支部長 柴田 潤一郎
(公印省略)

令和 3 年度都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

埼玉支部の令和 3 年度保険料率を、令和 2 年度保険料率の 9.81%から 0.01 ポイント引き下げ、9.80%とすることについて、妥当と考えます。

ただし、準備金については、準備金残高の推移を見ながら、健康増進の取組みに充てる等、保健事業等への活用をお願いしたい。

2. 理由等

令和 3 年度平均保険料率を 10.0%維持することにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への深刻な影響や協会けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であること、今後、後期高齢者が急増し、高齢者等への拠出金が増大する見込みであることを勘案しますと、中長期に安定的な保険財政を維持していくという観点からも、妥当なものと考えます。

したがって、埼玉支部保険料率について、0.01 ポイント引き下げの 9.80%となることにつきまして、埼玉支部評議会の意見を踏まえ、妥当なものと思料いたします。

一方で、準備金残高が 4 兆円を超える見込みであり、支部評議会の意見でも取り上げられたように、加入者に対する還元施策として健康増進の取組みに充てる等の保健事業を積極的に実行していく必要があるものと考えます。

4千万人を超える加入者への対応等と多くのハードルが存在する状況ではありますが、加入者の健康増進と将来の医療費負担軽減も見据えた、事業への取り組みが重要であると思われしますので、積極的に進めていただきますようお願い申し上げます。

以上

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会の意見（埼玉支部）

（令和3年1月15日開催 埼玉支部評議会）

【評議会の意見】

埼玉支部の令和3年度保険料率を、令和2年度保険料率の9.81%から0.01ポイント引き下げて9.80%とすることについて了承する。

ただし、準備金については、その推移を見ながら、加入者の健康増進の取組みに充てる等の保健事業への活用をお願いしたい。

【評議員の個別意見】

（事業主代表）

- 企業側としては、次年度予算の見通しを立てるためにも、保険料率の広報の実施時期を早い時期にしてほしい。また、テレビや新聞等、様々な広報媒体を活用しているにも関わらず、加入者へ浸透しておらず、広報の方法等について検討が必要と考える。
- 都道府県単位保険料率の議論について、平均保険料率10.0%が決定する前であれば議論の意味があると思うが、平均保険料率が決定し、大枠が決まった後では、都道府県単位保険料率について議論する意味がないのではないか。